

1 2月議会に係る記者会見

平成 25 年 11 月 27 日 (水) 13:00～

ハイトピア伊賀 4階 ミーティングルーム

1. 市長からの発表

・伊賀市水道事業の水の需要見直しと財政的影響に関する説明会について

11 月 20 日開催の市議会議員全員協議会でも説明をさせていただいたところですが、先般報告のあった「伊賀市水道事業の水の需要見直し」の結果を踏まえ、伊賀市の持続的な財政運営に及ぼす影響をについて検討してまいりました。

すでに新聞等で取り上げていただいておりますが、市民生活にとって大変重要な問題でありますので、この説明会について、再度、私から発表事項としてお知らせさせていただきます。

12 月 1 日 (日曜日) 午後 7 時からハイトピア伊賀 5 階の多目的大研修室において「伊賀市水道事業の水の需要見直しと財政的影響に関する説明会」を開催します。

内容につきましては、「伊賀市水道事業基本計画」と実績値の差異を把握し、平成 26 年度から 35 年度の 10 ヶ年の新たな水需要予測を算定、川上ダム利水を水源とした場合としない場合を策定し、それぞれの計画について、安定的かつ低廉な水源の確保及び財政的な伊賀市の負担という観点で比較を行っています。

それぞれのケースについて、市民の皆さんにしっかり情報を共有していただき、ご意見を賜りたいと思っています。

・伊賀上野 N I N J A フェスタ in 上野恩賜公園について

伊賀市の観光・物産にかかる首都圏情報発信事業として、12 月 7 日 8 日の両日にわたり、東京都台東区にあります上野恩賜公園にて「伊賀上野 NINJA フェスタ in 上野恩賜公園」を開催します。

10 月 26 日から 11 月 10 日にかけて同じ台東区の浅草において「忍びの里 伊賀産(いがもの)を味わう 2013 in 浅草」を開催させていただき東京の皆さんに大変ご好評をいただきました。これに引き続き、皆さんもよくご存知の西郷さんの銅像とパンダでお馴染みの上野公園で観光 PR イベントを開催させていただくことになりました。

首都圏におきましては、平成 21 年、22 年にお台場、23 年の羽田空港、そして今年 1 月の六本木ミッドタウンと 5 年連続で NINJA フェスタを開催させていただいておりますが、今回は在京メディアの取り上げが多く、また来場者が多い上野公園での開催を企画しました。

内容としましては別紙の事業概要、また専用ホームページをご覧くださいと思いますが、今までの首都圏でのイベント違うところは、初めて屋外での開催となります。

皆さんご存知のとおり上野公園は国立博物館や上野動物園があるなど日本有数の広さを誇る公園ということもありますので、このスケールメリットを活かし、通常の忍者衣装の着替えだけでなく上野公園をフィールドとした「忍者クイズラリー」を開催することとしています。

噴水前広場におきましてはステージイベントとして黒党の忍者ショーや伊賀市観光大使である“いが☆グリオ”のショーはもちろん、東京のダンスチームが忍者衣装を着て踊るステージもあります。

また、日本デザイナーズ学院とコラボレーションした忍者グッズのコンテストも行います。

スペシャルイベントとして映画「虎景」の製作発表のほか、一般社団法人伊賀上野観光協会とご当地の上野観光連盟の観光パートナー宣言の調印式が行われます。

伊賀上野観光協会と上野観光連盟は同じ上野という名前を冠するだけでなく、伊賀上野城を築いた藤堂高虎ととても縁が深い場所でもあります。東京の「上野」という地名は高虎が治めた「伊賀上野」が語源となったという説もありますし、上野公園はもともと藤堂家の屋敷地で、藤堂高虎が眠っている墓所もあります。

この縁深い2つの上野がこのイベントを機に親しくなることで観光のみならず伊賀市のさまざまな産業の首都圏展開に発展できればと考えています。

このほかにも、伊賀物産展として伊賀焼や伊賀組紐といった伝統工芸品のほか、伊賀米や日本酒、かたやきなどの名産品の販売も行います。

また当日配布するチラシは伊賀流忍者博物館の招待券にもなっておりますので、このイベントで首都圏からの観光客を増やしていきたいと考えています。

補足ですが、忍者ということで、もう1点ご連絡があります。

先日、記者の皆さんに担当課より報道資料としてお配りしていますが、東京のイベントの次の週である12月14日と15日の2日間、伊賀市と名張市、三重県などで構成する伊賀流忍者観光推進協議会が実施する「伊賀流忍者修業ツアー」が開催されます。

このツアーは本年度、同協議会が観光庁の「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」に提案し、採択された「リアル忍者育成ツーリズム」の一環として伊賀流忍者を素材とした旅行商品のモニターツアーとして実施されます。

本来ならば10月26・27日に開催する予定でしたが台風の影響により中止したものを再募集しております。

ツアーテーマを「忍者五道を修得せよ！」という設定にしており、「食・香・薬・気・体」という忍者が大事にしていた五道を体感してもらうのが狙いです。

ツアー内容については報道資料のとおりですが、今までの忍者博物館や忍者衣装の着替えのみならず、忍者の実像を「学び」「体感」という部分を加えたツアーとなっています。

まだまだ募集を行っておりますので是非ご紹介いただければと思います。

2. 12月議会提出議案について

議案第127号 延滞金又は督促手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 【提案理由】
- ・地方税法の一部改正に伴い、税外収入金等の延滞金についても市税の例に準じ、当分の間引き下げる。
 - ・消費税の引上げに伴い郵送料等督促に要する諸経費も上がることから、督促手数料を引き上げる。

●改正する条例

- ・伊賀市市税条例
- ・税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例
- ・伊賀市国民健康保険高額療養資金貸付条例
- ・伊賀市国民健康保険出産費資金貸付条例
- ・伊賀市後期高齢者医療に関する条例
- ・伊賀市介護保険条例

【改正内容】

①延滞金

貸出約定平均金利が1%として告示された場合

- ・現行 14.6%⇒特例基準割合

貸出約定平均金利(1%) + 1% + 7.3% = 9.3%

- ・現行 7.3%⇒特例基準割合

貸出約定平均金利(1%) + 1% + 1% = 3.0%

②督促手数料 1通50円→1通80円

【施行期日】 ①平成26年1月1日 ②平成26年4月1日

【担当課】 収税課・財政課・保険年金課・介護高齢福祉課

議案第128号 伊賀市行政組織条例の一部改正について

【提案理由】 行政課題に迅速かつ的確に対応し、政策目的を達成するため、組織の見直しを行う。

【改正内容】 ・企画財政部を企画振興部と財政部に分け、現在の6部を7部とする。
・市長直属の契約管理室を総務部契約監理課とし、総合危機管理室、市政再生室を市長直属の「課」とする。

【施行期日】 平成26年4月1日

【担当課】 市政再生室・総務課

議案129号 伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

【提案理由】 消費税の引上げに伴い、文化会館等4ホールの利用料金を改定する。

●改正する条例

- ・伊賀市文化会館の設置及び管理に関する条例
- ・ふるさと会館いがの設置及び管理に関する条例
- ・青山ホールの設置及び管理に関する条例
- ・あやま文化センターの設置及び管理に関する条例

【改正内容】 消費税の引上げにあわせ、利用料金を引き上げる。

【施行期日】 平成26年4月1日

【担当課】 企画課

議案第130号 伊賀市地区市民センター条例の一部改正について

【提案理由及び内容】 三田地区市民センターの老朽化により、伊賀上野交流研修センターへ移転することに伴い、市民センターの位置を変更し、附則で伊賀上野交流研修センター条例を廃止する。

- 【施行期日】 市民センターの移転：規則で定める日
交流研修センター条例の廃止：平成 26 年 4 月 1 日
- 【担当課】 市民活動推進課・生涯学習課

議案第 131 号 伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 【提案理由】 ・平成 26 年 4 月 1 日から有料による粗大ごみの戸別収集事業を実施することに伴い、手数料を規定する。
・消費税の引上げに伴い、し尿収集手数料を改定することに併せ、旧上野市と旧阿山郡の区域の料金を統一する。また、現在許可事業者で行っている旧阿山郡及び旧青山町の区域のし尿収集手数料を条例から除く。
- 【改正内容】 ・粗大ごみの戸別収集に係る手数料を 1 点 200 円とする。
・旧上野市の区域のし尿収集手数料
基本料金（90ℓ まで）975 円→1,075 円
加算料金（18ℓ につき）195 円 →215 円
・旧阿山郡及び旧青山町の区域のし尿収集手数料を削る。
- 【施行期日】 平成 26 年 4 月 1 日
- 【担当課】 清掃事業課

議案第 132 号 伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

- 【提案理由】 診療所の医師に支出していた報償費を特殊勤務手当とする。
- 【改正内容】 月額 25 万円のへき地診療手当と往診手当 1 件 6,000 円を新設する。
- 【施行期日】 平成 26 年 1 月 1 日
- 【担当課】 保険年金課

議案第 133 号 伊賀市保育所条例の一部改正について

- 【提案理由】 諏訪保育所の入所児童数が減少し、来年度の入所申込者も無いことから、地元住民・保護者等と協議を重ねた結果、今年度をもって廃止する。
- 【改正内容】 別表から諏訪保育所を削る。
- 【施行期日】 平成 26 年 4 月 1 日
- 【担当課】 こども家庭課

議案第 134 号 伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 【提案理由】 保護者の要望等を考慮し、延長が必要であると認められる児童クラブの利用時間の延長を実施する。
- 【改正内容】 ・平日の利用時間を午後 7 時まで延長できるものとし、その際の利用料金を 1 日 200 円とする。
・長期休業期間中における利用時間を 30 分早め、午前 7 時 30 分から利用できることとする。
- 【施行期日】 平成 26 年 4 月 1 日
- 【担当課】 こども家庭課

議案第 135 号 いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部改正について

【提案理由】 消費税の引上げに伴い、使用料の加算規定の表記を改める。

●改正条例

- ・ いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例
- ・ 阿山保健福祉センター設置及び管理に関する条例
- ・ 大山田保健センター設置及び管理に関する条例
- ・ 大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例
- ・ 青山保健センターの設置及び管理に関する条例
- ・ 青山福祉センターの設置及び管理に関する条例
- ・ 島ヶ原老人福祉センターの設置及び管理に関する条例
- ・ 上野歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ・ ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例

【改正内容】 改正前

「使用者が入場料その他これに類するものを一人につき 1,050 円以上徴収する場合は」

改正後

「使用者が入場料その他これに類するものを一人につき 1,000 円に消費税等相当額を加算した額以上徴収する場合は」

【施行期日】 平成 26 年 4 月 1 日

【担当課】 伊賀支所住民福祉課・阿山支所住民福祉課・大山田支所住民福祉課・青山支所住民福祉課・島ヶ原支所住民福祉課・文化財室・健康推進課

議案第 136 号 伊賀市国民健康保険診療所条例等の一部改正について

【提案理由】 ・ 消費税の引上げに伴い、診断書料、証明書料等の手数料等を改定する。
・ 診療報酬の算定方法の規定の表記を改める。

●改正条例

- ・ 伊賀市国民健康保険診療所条例
- ・ 伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例
- ・ 伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例

【改正内容】 ・ 病室個室使用料、診断書料等の手数料において、消費税引上げ分料金を上げる。
・ 診療報酬の算定方法の規定を厚生労働省の告示番号を表示しない表記に改める。

【施行期日】 平成 26 年 4 月 1 日

【担当課】 保険年金課・医療事務課・地域医療対策課

議案第 137 号 伊賀市上野図書館設置条例の一部改正について

【提案理由】 市内全域に均一した図書館サービスを提供するため、地区公民館の図書

室を上野図書館分館として位置付ける。

【改正内容】 分館の名称及び位置を規定する。

【施行期日】 平成 26 年 4 月 1 日

【担当課】 上野図書館

議案第 138 号 伊賀市営住宅管理条例の一部改正について

【提案理由】 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正に伴う。

【改正内容】 法律の題名中「保護」が「保護等」に改正されたため、条文中当該法律名を引用している箇所を改正する。

【施行期日】 平成 26 年 1 月 3 日

【担当課】 建築住宅課

議案第 139 号 伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

【提案理由】 消費税の引上げに伴い、農業集落排水処理施設等の使用料等の改定を行う。

●改正する条例

- ・伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例
- ・伊賀市下水道条例
- ・上野新都市産業汚水処理施設の設置及び管理に関する条例
- ・伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例

【改正内容】 ・農業集落排水処理施設等 4 施設の使用料を消費税増額に準じ引き上げる。

【施行期日】 平成 26 年 4 月 1 日

【担当課】 下水道課

議案第 140 号 阿山ふるさとの森公園条例の一部改正について

【提案理由】 ・消費税の引上げに伴い、利用料金の一部を改定する。
・老朽化により撤去した遊具を公園施設から削除する。

【改正内容】 ①消費税の引上げに準じ、ロッジ棟などの利用料金を引き上げる。
②老朽化により撤去したコンビネーション遊具を規定から削る。

【施行期日】 ①平成 26 年 4 月 1 日 ②公布の日

【担当課】 観光戦略課

議案第 141 号 伊賀市水道事業給水条例の一部改正について

【提案理由】 ・水道拡張事業による給水区域の拡大に伴い、特別給水区域を新たに設定し、工事負担金を徴収する。
・消費税の引上げに伴い、加入負担金、工事負担金及び水道料金の改定を行う。
・督促手数料を市税の例に合わせて引き上げる。

【改正内容】 ①佐那具町、千歳、西之澤のそれぞれの一部を特別給水区域 2 とし、工

事負担金を設定する。

②加入負担金、工事負担金及び水道料金について、消費税引上げに合わせて使用料を引き上げる。

③督促手数料を 80 円とする。

【施行期日】 ①公布の日 ②・③平成 26 年 4 月 1 日

【担当課】 水道総務課

議案第 142～150 号 指定管理者の指定について（9 議案）

【提案理由】 指定管理期間の満了に伴い、平成 26 年度からの指定管理者を指定する。

【対象施設】

- ・ 治田ふれあいプラザ
- ・ きらめき工房いが、きらめき工房あおやま
- ・ 放課後児童クラブ第 2 フレンズうえの
- ・ 栄楽館
- ・ 史跡旧崇廣堂、旧小田小学校本館、入交家住宅
- ・ 名勝及び史跡城之越遺跡
- ・ 鞆田地区介護予防拠点施設いきいきセンター
- ・ 大山田福祉センター
- ・ 福川公民館

【担当課】 環境政策課・障がい福祉課・こども家庭課・生涯学習課・文化財室・
阿山支所住民福祉課・大山田支所住民福祉課・青山支所住民福祉課

議案第 151 号 土地及び建物の取得について

【提案理由】 旧上野商業高校跡地を消防本部・中消防署、体育施設及び地区市民センターとして利用するため、土地及び建物を取得する。

土地：伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地ほか 4 筆 46,601.36 m²

建物：体育館ほか 15 施設

取得金額：402,849,736 円

相手方：三重県

【担当課】 管財課

議案第 152 号 辺地に係る総合整備計画の策定について

【提案理由】 きじが台地区において耐震性防火水槽を設置するため、総合整備計画を策定する。

【担当課】 企画課

議案第 153～158 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

【提案理由】 固定資産評価審査委員会委員 6 名のうち 5 名の任期が、平成 25 年 12 月 8 日、1 名が 12 月 24 日にそれぞれ満了することから、後任の委員を選任する。

【担当課】 固定資産評価審査委員会事務局（監査委員事務局）

3. 12月の行事等について

(1) 第46回伊賀地区ロードレース大会

三重県市町対抗駅伝競走大会選考大会

日時：12月7日（土） 10：00～

場所：上野運動公園競技場周回コース

部門：小学5・6年生男子の部、小学5・6年生女子の部・・・1.5km

中学男子の部・・・3 km

中学女子の部・・・3 km

高校男子の部・・・5 km

高校女子の部・・・3 km

一般男子の部・・・5 km

一般女子の部・・・3 km

問い合わせ先：スポーツ振興課（47-1284）柘植中学校（45-2059）

(2) 平成25年 年末夜警巡視

日時：12月28日（土）～ 12月30日（月）

※市長巡視 12月28日（土）19：00～

場所：伊賀市内 各地区

内容：年末特別警戒 防火広報

問い合わせ先：消防救急課（24-9115）

(3) 平成26年 伊賀市消防出初式

日時：平成26年1月5日（日）9：00～

場所：ゆめドームうえの

内容：通常点検・式典・車両観閲

※市内各分団 一斉放水

問い合わせ先：消防救急課（24-9115）

4. その他（主な質疑応答）

（記者）市長就任1年を迎えての感想をお願いします。

（市長）これから、やらないといけないことがまだまだあります。今までやってきたことは、そのための地ならし。評価は、案件や人によって異なりさまざまだと思いますが、それだけこのまちの課題が多岐にわたっているということだと思います。市庁舎、消防庁舎、図書館、芭蕉記念館、治水、ダムの問題など、市民生活に密着したものが多く、前回からの引継ぎ事項が積み重なっている感じがします。

（記者）自己採点は何点ですか。

（市長）点数にはならないことだと思います。やらなければならないことは、優先順位を付けてやってきたと思いますが、形になるのはまだこれからだと思います。私が心が

けてきたのは、市民の皆さんに分かりやすい透明感のある市政を運営するという事です。

(記者) 今一番やらなければならないことは何ですか。

(市長) たくさんありますが、今申し上げたことを単体でやると大変なことになりますので、複合的にやっていくことが必要です。大切なことは持続可能な行財政運営だと考えています。

(記者) 市長職はどんなものですか。

(市長) 市長職は金勘定ではできないものです。私は市長に就任して以来ほとんど休みをいただいていません。いつか誰かがしなければいけないという使命感で取り組んでいます。

(記者) 「ムダのない財政」を公約として挙げておられました。今の庁舎はどうされますか。

(市長) 今の庁舎は残すと言いつけてきましたし、選挙でも支持をいただいたと思っています。縮減できるところは縮減して、単体で大きいものを建てるよりも経済的にも複合的に進めることが、「ムダのない財政」に繋がると考えています。

(記者) 庁舎の場所はどうしますか。

(市長) 答申を受けてじっくり考えます。年内には決定したいと思います。ケースによっては市議会に理解してもらえるよう努めなければいけない場合もあるかもしれません。

(記者) ダムの件はどうですか。

(市長) 12月1日に説明会もありますが、水道の将来的な水需要予測のデータやダムの建設を推進した場合と撤退した場合の市の財政負担のデータも提供します。どのような影響があるのか、市民の皆さん一人ひとりが自分の問題として認識していただき、意見集約を議会のほうでもしていただきたいと思っています。二元代表制ですので、私は市長としてその検討結果をお示しします。もう一方の代表である議会が市民の意見を集約して結論に導いていただきたいと思っています。ダムありきで考えるのではなく、みんなで見直してみましようということを提案してきました。

(記者) 年内に結論を出されますか。

(市長) このままずるずるとするのは、市政の停滞を招き、よくありません。検討材料を基に結論を出し次のステップに進まなければなりません。

(記者) あくまで判断は市民であり、議会であるということですか。

(市長) 私はあくまでメッセンジャーです。皆さんの選択を伝えることが私の役割です。

(記者) 図書館について、複合施設とか、PFI とか、武雄市のような例もありますが、市長がイメージするものはどのようなものですか。

(市長) 本を借りるだけでなく、いろんな所から人が集まって、コミュニティ、交流の場になるような楽しい場所にしたいと思っています。

(記者) 指定管理あるいは建設資金についても従来の補助金ではなく、新しい手法でやりたいという考えはありますか。

(市長) どちらも可能性はあります。安くて実のあるものがいいと思います。単体で造っていくよりも複合的にトータルで安くなればいいということです。

(記者) さるびの温泉について、今の状況はどうですか。

(市長) いろいろ工夫していると聞いています。あらためて運営主体の方に、何のために指定管理を受けているのかと質問しました。地域住民の福祉、地域の雇用と活性化のためであるならば、地域の方がその重要性を認識され原点に立ち返り守っていくことが必要だと申し上げました。

(記者) ダム建設に伴う暫定水利権の恒久化を国へ探ったことはありますか。

(市長) 探りはしましたが、市にはそのような権利はなく、すべての事業を停滞させて理論的に可能か、実際にできるか非常に難しい問題です。

(記者) 判断の時期はいつですか。

(市長) 今、決断しても8年かかりますので、今やらなければならないことは、しっかりやらなければならないと思っています。皆さんがどう判断されるか。地域の意見を県へ報告します。限られた選択肢の中で、より良い方向性を探っていくことがベターだと思います。